

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和7年3月31日
【発行者名】	スーパーファンド・ジャパン・トレーディング (ケイマン)リミテッド (Superfund Japan Trading (Cayman) Limited)
【代表者の役職氏名】	取締役 テニソン・ブリッグス (Tennyson Briggs, Director)
【本店の所在の場所】	ケイマン諸島、KY1 - 9010、グランド・ケイマン、 クリケット・スクエア、ウィロー・ハウス4階、 キャンベルズ・コーポレート・サービシーズ・リミテッド気付 (c/o Campbells Corporate Services Limited, Floor 4, Willow House, Cricket Square, Grand Cayman, KY1-9010, Cayman Islands)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 森 下 国 彦
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
【事務連絡者氏名】	弁護士 青 野 紘 子 弁護士 鬼 形 新
【連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
【電話番号】	03(6775)1000
【届出の対象とした募集(売出) 外国投資信託受益証券に係る ファンドの名称】	スーパーファンド・ジャパン (Superfund Japan)
【届出の対象とした募集(売出) 外国投資信託受益証券の金額】	日本において届出の対象とされる募集受益証券の総額は、3つの サブファンドの各クラスにつき100億円、合計10,000億円を限度 とする。
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

1【提出理由】

令和6年6月28日付で提出した有価証券届出書(令和6年9月30日付有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み)(以下「原届出書」といいます。)における申込期間につき、令和7年3月14日付で提出した有価証券届出書における申込期間との重複を避けることを目的として、原届出書の申込期間を短縮するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第二部 ファンド情報

第2 管理及び運営

1 申込(販売)手続等

3【訂正内容】

訂正箇所は下線で示しています。

第一部 証券情報

(7) 申込期間

< 訂正前 >

2024年 7 月 1 日から2025年 6 月30日まで。

(後略)

< 訂正後 >

2024年 7 月 1 日から2025年 3 月31日まで。

(後略)

第二部 ファンド情報

第 2 管理及び運営

1 申込(販売)手続等

(1) 申込(販売)期間

< 訂正前 >

2024年 7 月 1 日から2025年 6 月30日まで。

< 訂正後 >

2024年 7 月 1 日から2025年 3 月31日まで。